

告 示

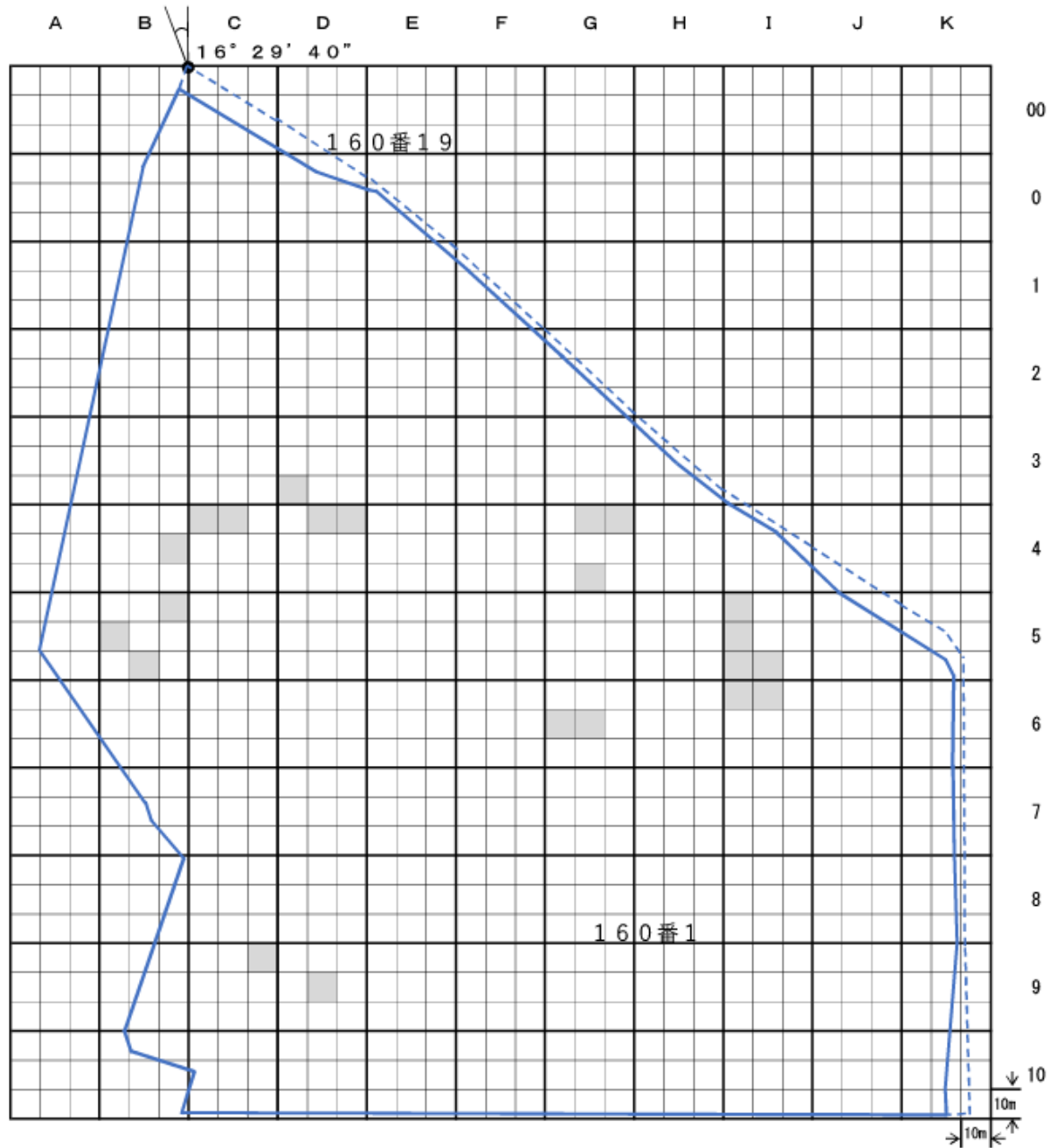
埼玉県告示第千百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県入間市向陽台一丁目百六十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



- 起点
00 起点は埼玉県入間市向陽台一丁目160番19の最北端とする
- 0 格子の回転角度 $16^{\circ} 29' 40''$
- 1 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 2 敷地境界
- 3 地番境界



4
5
6
7
8
9
10
10m
10m